子ども・教育



和泉児童館
☎03-3480-1441

✻体操タイム
日11月16日㈪午前10時30分～10時40分
対乳幼児親子
内手遊びや体操遊び

✻線路はつづくよ♪
日11月28日㈯午前9時30分～11時30分
対乳幼児親子
内プラスチックの電車と線路をホールいっぱいに広げて遊びましょう。

岩戸児童センター
☎03-3489-5414

✻ころころベビーズ
日11月17日㈪午前10時30分～11時30分
対0歳の子どもとその保護者、これから出産を迎えるプレママ、プレパパ
内保護者同士で子育ての疑問や心配ごと等の話をしませんか。

✻パパデー「ミニアスレチック」
日11月21日㈯午前10時～正午
対乳幼児親子
内平均台やすべり台を使って体を動かそう。

✻すくすく測定
日11月24日㈪午前10時30分～11時30分
対乳幼児親子
内身長・体重の測定

✻乳幼児おはなし会
日11月30日㈪午前11時～11時30分
対乳幼児親子
内わらべうたや絵本等のお話

こまっこ児童館
☎03-3480-5701

✻あぶあぶクラス
日11月18日㈫
時午前10時30分・11時15分
対0歳児親子
内11月生まれの誕生日会とフォトスポットでの写真撮影

✻こまっこクッキング
日11月28日㈯午後2時～5時
対小学生以上
内簡単なクッキング

子ども家庭支援センター
☎03-5438-6605

✻はいはいよちよちプレイルーム
日11月20日㈮午前10時～11時
内はいはいから歩き始めの子どもと保護者の交流

✻プレママパパいらっしゃい！
日11月28日㈯午後2時30分～4時
内これから出産を迎える方と生後4カ月までの赤ちゃんの保護者の交流

✻しゃべり場たんぽぽ
日12月5日㈯午後2時15分～3時30分
対3歳から小学校3年生までの子どもの保護者
定先着10人程度（要予約）
内幼児期からの性教育の大切さの学習

ふらっとなんぶ
☎03-6774-4160

✻妊婦さんと赤ちゃんのわ
日11月25日㈫午前10時～11時30分
対妊娠中の方、0歳の子どもとその保護者
内妊婦と赤ちゃんがいる家庭の方が集う場です。お茶を飲んだりゆったり過ごせます。

育児相談～子どもの身長、体重も測れます～
日11月25日㈫午前9時30分～11時（予約不要）
内育児の悩みやお母さん自身の心と体のこと等の相談
持母子健康手帳、バスタオル
所問子ども家庭課（あいとぴあセンター）☎03-5761-9200

乳幼児歯科健診・予防処置
日12月1日㈫・15日㈫・18日㈮
時午前の部・午後の部（歯科健診は火曜日午後のみ）
対0歳から4歳の誕生月までの乳幼児（要予約）
所申問子ども家庭課（あいとぴあセンター）☎03-5761-9200へ。

こまえ子育てねっと

狛江おもちゃ病院開院日
日12月3日㈬午前10時～午後3時
内ドクターによるおもちゃの診察・修理
所問清掃課（ビン・缶リサイクルセンター）

ご存じですか　各種児童の手当

まだ手当を受給していない方は、早めに申請をしてください。
また、申請に必要な書類は各家庭の状況により異なります。詳細は、お問い合わせください。

問子ども若者政策課助成支援係

児童手当
手当児童1人につき
▽**0～3歳未満**　第1子・第2子は月額1万5,000円、第3子以降は月額3万円
▽**3歳～高校生年代（18歳到達後最初の3月31日まで）**　第1子・第2子は月額1万円、第3子以降は月額3万円
支給月年6回（偶数月）

児童育成手当
■育成手当
対表1のいずれかの状態にある高校生年代までの児童を養育している方
手当児童1人につき月額1万3,500円
支給月2・6・10月

■障害手当
対20歳未満で心身に障がいがあり、その程度が次のいずれかに該当する児童を養育している方
▽愛の手帳1～3度程度
▽身体障害者手帳1・2級程度
▽脳性まひまたは進行性筋萎縮症
手当児童1人につき月額1万5,500円
支給月2・6・10月

児童扶養手当
対表1のいずれかの状態にある高校生年代までの児童を養育している方
手当児童1人につき
▽**第1子**　月額1万1,340円～4万8,050円
▽**第2子以降**　月額5,680円～1万1,350円
※所得により一部支給から全部支給に決定します（公的年金受給者は併給制限あり）。
支給月年6回（奇数月）

■表1　児童育成・児童扶養手当対象児童

父母が離婚
父または母が死亡
父または母が重度の障がい
父または母が生死不明
父または母に1年以上遺棄されている
父または母が保護命令を受けている
父または母が法令により1年以上拘禁されている
婚姻によらないで出生

特別児童扶養手当
対20歳未満で次のいずれかの状態にある児童を養育している方（施設入所または児童が重度の障がいを理由とする公的年金を受けている方は除く）
⑴身体障害者手帳1・2級程度または愛の手帳1・2度程度（重度障害）
⑵身体障害者手帳3級程度または愛の手帳3度程度（中度障害）
⑶⑴または⑵と同程度の疾病もしくは精神・発達の障がいのある方
※障がいの程度により指定の診断書の提出が必要です。
手当▽**重度障害**　月額5万8,450円
▽**中度障害**　月額3万8,930円
支給月4・8・11月

■表2　所得限度額表　（手当によって所得制限があります）

扶養親族等の数	育成手当・障害手当	児童扶養手当（申請者本人）	児童扶養手当（扶養義務者）	特別児童扶養手当（申請者本人）	特別児童扶養手当（扶養義務者）
0人	375万8,000円	208万円	236万円	459万6,000円	628万7,000円
1人	413万8,000円	246万円	274万円	497万6,000円	653万6,000円
2人	451万8,000円	284万円	312万円	535万6,000円	674万9,000円
3人以上	1人につき38万円ずつ加算				1人につき21万3,000円ずつ加算

以下は広告枠です　※広告掲載のお問い合わせは、フレックス株式会社（広告代理店）☎042-528-3722へ





